



ラベンダー

# ハンズ通信

編集発行

(株)ハンズホールディングス

〒860-0811  
 熊本県熊本市中央区本荘  
 6丁目8-7  
 TEL. 096 (375) 4340  
 FAX. 096 (375) 4341

## 6月 (水無月) JUNE

日	・	9	23
月	・	10	24
火	・	11	25
水	・	12	26
木	・	13	27
金	・	14	28
土	1	15	29
日	2	16	30
月	3	17	・
火	4	18	・
水	5	19	・
木	6	20	・
金	7	21	・
土	8	22	・

## 6月の税務と労務

- |   |  |
|---|--|
| <b>国 税</b> / 5月分源泉所得税の納付<br>6月10日                         | <b>地方税</b> / 個人の道府県民税及び市町<br>村民税の納付(第1期分)<br>市町村の条例で定める日 |
| <b>国 税</b> / 所得税の予定納税額の通知<br>6月17日                        | <b>労 務</b> / 健康保険・厚生年金保険被<br>保険者賞与支払届<br>支払後5日以内         |
| <b>国 税</b> / 4月決算法人の確定申告(法<br>人税・消費税等) 7月1日               | <b>労 務</b> / 児童手当現況届(市町村役<br>場に提出) 7月1日                  |
| <b>国 税</b> / 10月決算法人の中間申告<br>7月1日                         |  |
| <b>国 税</b> / 7月、10月、1月決算法人の消<br>費税等の中間申告(年3回の<br>場合) 7月1日 |  |

### ワンポイント 徴税コスト

その年度における税収に占める徴税費の割合を示すもので、日本では100円の税金を徴収するためにかかる費用をいう。徴税費に含まれるものは、職員の給与等の人件費や調査等の旅費、通信専用料等の物件費など。国税庁が公表した平成29年度の徴税コストは1.24円となっており、ここ数年来減少傾向にあります。

# 契約書の实务

経営コンサルタント・A氏は「システム開発業界以外の大半の中小企業経営者の方は、契約書について、きちんとした読み方、意義等の知識を身につけているのだろうか？」と疑問を呈します。

確かに大手企業からの工事請負の際、担当者から簡単な説明とともに契約書を渡されると、すぐにサインをしたり判を押しています。

問屋からの販売店契約書を渡されたときの小売店の対応等他の業種の中小企業でも、ザッと目を通して判を押している方を散見します。

実は、取引相手が「契約書」を交しましよと持ち掛けてくることは重要な意味があります。

## 一 契約書の存在意義

契約書（契約書を作成する）

の意義は、第一は、契約当事者間の権利、義務の発生、変更、消滅に関する事項を記載することによって、契約当事者の法律関係を明らかにしています。

そして、合意内容が明確になつていれば、取引の過程で疑義が生じる可能性が低くなり紛争の予防に役立ちます。また、当事者間で紛争が生じた際にも、契約書に明記された合意内容に従つて、早期に紛争解決を図ることが可能になることです。

第二は、契約当事者間の紛争が訴訟に発展した場合において紛争当事者の署名（記名・押印）のある契約書は、訴訟における最上の証拠となる点です。

## 二 契約書作成時の留意点

契約書を作成する目的は、当事者間で法律が関与しない各種の取引ルールについて（＝任意規定についての特約）、それぞれが頭に思い描いている契約の内容を具体化することです。

つまり、双方の齟齬を解消し、締結後の解決上のぶれを最小限にすることで、想定されるリスクを明確化することになります。

英米の契約実務家は、契約書のことを「離婚の日のための文書」とか、「裁判の日のためのシナリオ」などと呼んだりしています。

言い換えれば、これから信頼関係を築きましようという契約交渉の段階で、信頼関係が破綻したときの状況を想定しながら作成するのが契約書であると認識しているのです。

従つて、契約書作成には事業業務の仕組みや流れを知っている者でなければ、リスクをあぶり出したり、当事者が考えている内容が一致しているか否かを判断することは難しいです。

このことを寺村総合法律事務所  
の寺村淳氏は、「非」法律的なものを対象とするのであるから、自社の仕組みや流れに関する知識、経験を増やし、契約書の作成チェックに関する訓練を積むことは重要なことであると話します。

## 三 契約締結上の問題

契約成立に向けての問題について、事例を見ながら検討していきたいと思えます。

事例1 「仮注文書」交付請負契約と信義則

最終的な意見の合致がある前の問題です（資料1を参照下さい）。

① K公社は四月二十六日、Y社に発注しました。

② Y社の担当者は、X社に「まだ、当社は内示の段階だが…」と話し、五月二日に次の内容の仮注文書を交付。

・「下記機器○台を注文する」  
担当者署名済み

・「価格及び付帯事項は別途協議する」

③ X社の担当者は、K公社の納期を念頭にZ社へ五月二日、発注を完了。

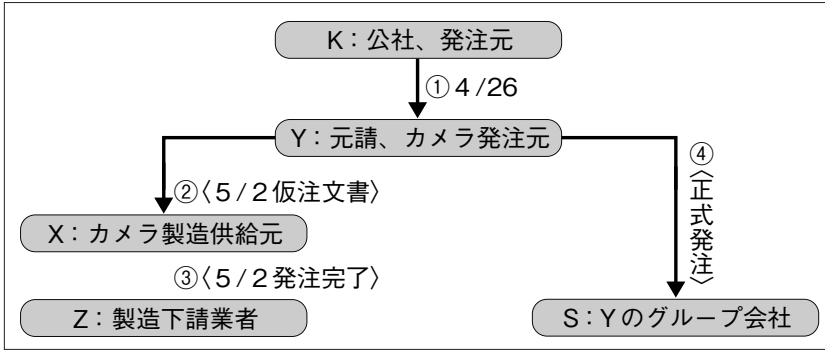
④ しかし、Y社は社内会議後、Y社のグループ会社S社に正式発注した。

その後、裁判となり、横浜地裁は、前記の結果を踏まえ、Y社に「誠実に契約の成立に努めべき信義則上の義務がある」とし、損害賠償を命じました。

1 XとY間に製造物供給請負契約が成立しているとはいえない

2 X社が製造物供給請負契約

【資料1】



の成立が現実であると信ずる  
 のもやむを得ない  
 製造業者ばかりでなく、建設  
 業、販売業などでもトラブルは  
 良く見かけます。

【資料2】

《和文契約例》

第X条(検査・検収)

- ① 甲は、乙が納入した本製品について検査を行い、納入された日から30日以内に検査結果を乙に通知する。
- ② 前項に定める検査の合格をもって本製品の検収完了とする。

《英文契約例》

第Y条

- ① Xは、Yが納入した本製品を受け取った後、遅滞なく本契約に添付された別添Aに定められた方法による検査を行うものとし、瑕疵(かし)が発見された場合には、本製品の受領後5営業日以内にYに対して当該瑕疵について、書面により通知するものとする。
- ② Xが、前項に定める期間内に、Yに対して当該瑕疵について書面にて通知しなかった場合、Xは、Yから納入された本製品の受領を承認し、その後におけるYに対する当該瑕疵に関するすべての請求権を放棄したと見做される。但し、前1項に定められた検査によって発見できない隠れた瑕疵(以下「隠れた瑕疵」という。)については、この限りではない。
- ③ 本製品に「隠れた瑕疵」がある場合、Yは、Xに対し、本契約の保証の条項に従った責任を負うものとする。Xが当該保証責任を追究するためには、瑕疵のある本製品を受領した時点から6ヶ月以内に、かつ当該瑕疵を発見してから直ちに、当該瑕疵を具体的に指摘した書面による通知を、Yに対して送付しなければならない。

事例2 リスクの発見と検討の  
 ポイント  
 検査・検収についての条項を  
 和文契約(国内取引)と英文契  
 約(和訳)を対比して、リスク  
 の発見と検討のポイントを考え  
 てみましょう(資料2を参照下  
 さい)。

英文契約は長文になっていま  
 すが、当事者間相互の共通の理  
 解を得るためである、と考えて  
 良いのではないのでしょうか？

和文契約の問題点を整理しま  
 すと、  
 ①では、検査の方法、検査合  
 格の基準などが定まっていない。  
 実際には、最初の納期前に担  
 当者間で定めたりするが、いざ  
 瑕疵が見つかった場合、既に発  
 生している事実であるため、そ  
 の処理に苦勞する。  
 ②については、検査の結果、  
 合格の場合の処置は記載されて  
 いるが、これは問題がなかった

場合のことであるから重要では  
 ない。  
 記載すべきはむしろ検査不合  
 格時の措置、及び検査を行わな  
 かった場合の措置である。  
 従って、英文契約の記載例が  
 望ましい、といえます。

※1 資料2は寺村総合法律事  
 務所 寺村淳氏作成  
 ※2 当稿は「実務契約法講義」  
 佐藤孝幸著を参考にしてい  
 ます。

# 個人事業者の事業用資産に係る 事業承継税制の創設

平成三十一年（二〇一九年）度税制改正では、個人事業者の高齢化が急速に進む中、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題であることから、十年間の時限措置として、個人事業者の事業用資産に係る事業承継税制（個人版事業承継税制）が新たに設けられました。

以下、ポイントを整理します。

## 1 個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予

### (1) 概要

認定相続人が、二〇一九年一月一日から二〇二八年十二月三十一日までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税が猶予されます。

### (2)

#### ① 用語の意味

認定相続人  
承継計画に記載された後継者であって、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による認定を受けた者をいいます。

#### ② 特定事業用資産

被相続人の事業（不動産貸付業等を除く）の用に供されていた次のものをいいます。

- 土地（面積四〇〇㎡までの部分に限る）

- 建物（床面積八〇〇㎡までの部分に限る）

- 建物以外の減価償却資産（固定資産税又は営業用として自動車税・軽自動車税の課税対象となっていないものその他これに準ずるものに限る）で、青色申告書に添付されている貸借対照表に計上しているもの

※ 債務控除を使った制度の濫用防止のため、被相続人に債務がある場合は、特定事業用資産の金額からその債務の額（明らかに事業用でない債務の額を除く）を控除した額が納税猶予の基礎となります。

#### ③ 承継計画

認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された特定事業用資産の承継前後の経営見通し等が記載された計画であって、二〇一九年四月一日から二〇二四年三月三十一日までの間に都道府県に提出されたものをいいます。

#### (3) 猶予税額

非上場株式等についての相続税の納税猶予制度と同様に計算します。

#### (4) 猶予税額の免除

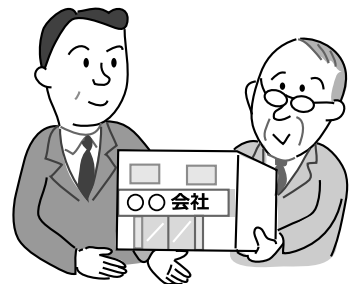
次のような場合には、猶予税額の免除があります。

##### ① 全額免除

- ・ 後継者が死亡時まで特定事業用資産を保有し事業を継続した場合

- ・ 後継者が、相続・贈与税の申告期限から五年経過後に、次の後継者へ特定事業用資産を贈与し、その後継者が特定事

業用資産について、個人版事業承継税制による贈与税の納税猶予制度の適用を受ける場合



##### ② 一部免除

- ・ 同族関係者以外に特定事業用資産を一括して譲渡する場合
- ・ 民事再生計画の認可決定等があった場合

##### (5) その他

① 青色申告要件  
適用を受けるには、被相続人は相続開始前において、認定相続人は相続開始後において、それぞれ青色申告の承認を受けている必要があります。

##### ② 継続届出書

認定相続人は、相続税の申告期限から三年毎に「継続届

「出書」を税務署長に提出しなければなりません。

## 2 個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予

### (1) 概要

認定受贈者（一八歳（二〇二二年三月三十一日までの贈与については、二〇歳）以上である者に限る。以下同じ）が、二〇一九年一月一日から二〇二八年十二月三十一日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定受贈者が納付すべき贈与税額のうち、贈与により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税額の納税が猶予されます。

### (2) その他

① 贈与者の死亡  
贈与者の死亡時には、特定事業用資産（既に納付した猶予税額に対応する部分を除く）をその贈与者から相続等により取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税を計算します。その際、都道府県の確

認を受けた場合には、相続税の納税猶予の適用を受けることができません。

### (2) 相続時精算課税との関係

認定受贈者が、贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者であっても、その贈与者がその年一月一日において六〇歳以上である場合には、相続時精算課税制度の適用を受けることができます。

## 3 留意事項

### (1) 適用時期

前記1及び2の改正は、二〇一九年一月一日以後に相続等又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

### (2) 事業継続が条件

事業を継続するという前提で納税を猶予することから、事業を廃業した場合は、納税猶予額の全額及び利子税を合わせて納付する必要があるなど、適用には十分に注意が必要です。

### (3) 小規模宅地等の特例との選択

課税価格の減額をすることができる小規模宅地等（特定事業

用宅地等に限定）の特例との併用ができない点に注意して、どちらを選択するかを熟慮する必要があります。

## 4 法人の事業承継税制の見直し

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（法人版事業承継税制）について、次のような見直しが行われています。

### (1) 二〇二二年四月一日以後の贈与から贈与税の納税猶予における受贈者の年齢要件が、二〇歳以上から一八歳以上に引き下げられました。

(2) 資産保有型会社等の取消事由の緩和として、一定のやむを得ない事情により資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合でも、該当日から六ヶ月以内にこれらの会社に該当しなくなった場合は、納税猶予の取消事由に該当しないこととされました。

(3) 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受ける場合、贈与税の納税猶予の免除届出の添付書類が不要となりました。

## 個人版事業承継税制のスキーム

(中小企業庁資料)

期 間	10年間の時限措置 ※2019年1月1日～2028年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象。(今年度分は遡及適用)
猶予割合	100%
対象資産	土地、建物、機械・器具備品、車両・船舶、構築物、無形償却資産(特許権等)、生物(乳牛等、果樹等)
対象面積	土地400㎡、建物800㎡
要 件	・経営承継円滑化法に基づく認定(青色申告書を活用) ・2019年度から5年以内に承継計画を提出。
その他	・事業を廃止した場合は納税 ・ただし、事業者が一定の障害に該当した場合や、経営環境の悪化による場合 <sup>(※)</sup> 等は、免除・減免措置あり。 ※①直近3年間のうち2年以上赤字である場合や、②2年連続で売上高が減少している場合など。

※小規模宅地等の特例との選択適用

# 労働安全衛生法の改正

働き方改革関連法により、今年四月一日から「長時間労働者に対する面接指導等」と「産業医・産業保健機能」が強化されました（労働安全衛生法）。今回はそれらのポイントと注点をお伝えします。

## 一 長時間労働者に対する面接指導等

長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導が確実に実施されるようにし、労働者の健康管理を強化することとされました。

### ① 労働時間の状況の把握 把握方法

事業者は、労働安全衛生法に基づき面接指導（後述の③）を実施するため、タイムカードに

よる記録、パソコン等の使用時間（ログインからログアウトまでの時間）の記録等の客観的な方法その他の適切な方法※により、労働者の労働日ごとの出勤時刻や入退室時刻の記録等を把握しなければなりません。また、把握した労働時間の状況については記録を作成し、三年間保存します。

なお、派遣労働者については、派遣先事業者が労働時間の状況を把握し、派遣元事業者が面接指導等を実施しなければなりません。

※ 労働者が事業場外において行う業務に直行又は直帰し、労働時間の状況を客観的に把握する手段がない等、やむを得ず客観的な方法により把握し難いときは、労働者の自己申告による把握が考えられませんが、自己申告の場合には、次のア・オの全てを講じることとされています（ここでは概要を掲載しています）。

ア 自己申告制の対象労働者に対し、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて

て十分な説明を行う。

イ 労働時間の状況を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、講ずべき措置について十分な説明を行う。

ウ 自己申告により把握した労働時間と実際の労働時間が合致しているか否かについて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をする。

エ 自己申告した時間を超えて事業場内にいる時間又は事業場外で業務を提供し得る状態であった時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているか確認する。

オ 自己申告できる時間に上限を設け、上限を超える申告を認めないなど、労働時間の適正な申告を阻害する措置を講じてはならない。また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていない

### ②

かを確認し、その阻害要因となつていない場合は、改善の措置を講ずる。さらに、時間外・休日労働に関する労使協定（いわゆる三六協定）により延長することができない時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働時間を管理する者や労働者等において、慣習的に行われていないか確認する。

労働時間の状況を把握しなければならぬ労働者は、高度プロフェッショナル制度の適用者※以外の全ての労働者とされています。したがって、裁量労働制の適用者や管理監督者も含まれる点に注意を要します。

裁量労働制の適用者は、みなし時間に基づき割増賃金を算定し、管理監督者は、時間外・休日労働の割増賃金の支払義務が生じないことから、これまでは労働時間を客観的に把握することを定めた通達の対象外とされてきました。今後は、健康管理の観点から、労働時間の状況を

客観的に把握することや、長時間働いた労働者に対する医師の面接指導の実施義務が生じます。

なお、労働基準法に基づく割増賃金の扱いは従来通りのため、例えば、管理監督者は把握した時間が八時間を超えたことをもって割増賃金の支払い義務が生じるわけではありません。

※ 高度プロフェッショナル制度の適用者は除外されていますが、別途設けられたルール（時間外労働に相当する時間が一月一〇〇時間超過）に該当する場合には、面接指導を実施しなければなりません。なお、当該者には新たな規制の枠組みによる健康確保措置が義務づけられています。

(二) 労働時間に関する情報の通知  
事業者は、時間外・休日労働時間の算定を行ったときは、当該超えた時間が一月当たり八〇時間を超えた労働者\*に対して、速やかに当該超えた時間に関する情報を通知しなければなりません。

※ 当該通知は、高度プロフェッショナル制度の適用者以外

の全ての労働者に適用されません。

通知は、疲労の蓄積が認められる労働者の面接指導の申出を促すためのもので、労働時間に関する情報のほか、面接指導の実施方法・時期等の案内を併せて行うことが望まれます。

通知方法は、一月当たり八〇時間を超えた労働者に対し、その超えた時間を書面や電子メール等により通知する方法が適当とされていますが、給与明細に時間外・休日労働時間数が記載されている場合には、これをもって労働時間に関する情報の通知としても差し支えありません。

(三) 面接指導

① 面接指導の要件変更

医師による面接指導\*の対象となる労働者の要件を、法定外の労働時間・休日労働時間が一月当たり八〇時間（従来は一〇〇時間）を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者とし、対象者の範囲が拡大されました。

※ 面接指導を行うに当たっては、この要件に該当する労働者の申出により行います。

② 研究開発業務従事者に対する

る面接指導

事業者は、時間外・休日労働時間が一月当たり一〇〇時間を超える研究開発業務従事者に対して、申出なしに医師による面接指導を行わなければなりません（詳細は割愛しますが、企業規模・業種に応じ、一定期間の猶予措置が設けられています）。

なお、時間外・休日労働時間が一月当たり一〇〇時間を超えない場合でも、その超えた時間が八〇時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められた場合は、面接指導の対象となるため、労働者から申出があれば、事業者は、面接指導を行わなければなりません。

## 二 産業医・産業保健機能の強化

長時間労働やメンタルヘルス不調などによって、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、産業医による面接指導や健康相談等を確実に実施するための改正が行われました。

事業者が実施することとされるものの一部を抜粋します。

① 産業医の辞任・解任時の衛

生委員会等への報告

② 産業医等に対し健康管理等に必要の情報提供

健康診断、長時間労働者等に対する面接指導、時間外・休日労働が一月当たり八〇時間を超えた労働者の情報、健康管理を適切に行うための情報等を提供します。

③ 産業医の勧告を受けたときの衛生委員会等への報告

④ 労働者の心身の状態に関する情報の取扱い

労働者の心身の状態に関する情報を収集し、保管し又は使用するに当たっては、健康の確保に必要な範囲内で労働者の心身の状態に関する情報を収集・保管・使用しなければなりません。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

これらの他にも講ずべきとされているものがありますので、産業医を選任すべき事業場（常時五十人以上の労働者を使用）においては、厚生労働省ホームページ等に公開されているリーフレット等にてご確認ください。

## 人の話を聞く

好かれる人は、よく聞き上手であると言われる。

「話し三分に聞き七分」という言葉は、相手にいかに話す時間を与えるか、その努力目標を表わす言葉です。

では、聞き上手になるためにはどうすれば良いのでしょうか。

- 1 相手の話を聞くと、相手と胸が平行になるようにする……胸が相手に向かっていて、瞳が眼の真ん中に位置し安心感を与えます。
- 2 うなずきながら聞く……しっかり聞いてますよ、というシグナルが伝わるからです。
- 3 相手の話に同意・共感を示したり、驚きを示すときに声を出す……「ほう、そうでしたか、初めて聞きます」、「そうでしたか、大変でしたね」と言われると、相手は、自分の話はそんなに興味を示す

ものなのか、と嬉しくなります。

4 表情を表わす……考えさせられるときは大きくうなずき、珍しい話には、驚きの表情を表わす。このような表情には話し手は、さらに話そうと強い気持ちが湧きます。

5 質問をする……相手の言った言葉で、オウム返しに聞く。「先週3日間、久しぶりに故郷の山形に戻ってね」、「以前、故郷は山形と伺っていましたが、久しぶりに行ってきたのですね、どうでした」等。自分の言った言葉が返ってくると話がし易くなり、さらに話を進めていきたくくなります。

老人ホームで介護を担っているAさんは、入居者の間で人気者です。

Aさんは、お年寄りの方が話を始めると、首を縦に振って聞き役に徹します。

そして、相手が“私はこう思う”“こう感じる”と意思や感情を表わすとき、“はあー”“フーン”と言葉を発します。

## 日本円の秘密

直感開発コンサルタントA氏は、「お金は神聖なものである、特に日本円はパワーを持っている」と話します。

お金は貨幣、紙幣と言いますが、その「幣」という字は「ぬさ」と読み、神様の儀式でおはらいに使う紙が垂れているものを幣（ぬさ）と言います。

さらに、「おさつ」を漢字で書くと「お札」。別の読み方では「おふだ」、要は紙幣がお札になっている。

貨幣の方とは言う、貨幣が神様にお供えするものになる。従って、貨幣に描かれているものには、イナホとかがあたり、1円玉の若木なども儀式に使うための木であって、全部これらは神様の道具です。

では、戻って紙幣の1万円札の裏側は鳳凰（神の使い）、5千円札は杜若（かきつばた）、千円札は富士山です。

日本人の個人資産は、半分以上、預貯金で持っているのも一理ある気がします。

## 幸福の条件

深層心理学者のユングは生前、人間の幸福には、五つの条件があると語っています。

それは、第一「健康」、第二「自分でほどよいと思う程度のお金」、第三「美しいことを知る能力」、第四「人間関係」、第五「朝起きたとき、やらねばならぬ仕事があること」です。  
このうち、健康、お金、趣味等は、充分私たちも考えている

ことです。しかし、人生を全うするためには、後半の二つが大切ではないでしょうか。

どんな年をとっても、人間関係がなければ幸せには程遠い。また、どんなに小さな仕事でもいい、何もすることが無いときに、孤独を感じると思っています。  
住職Aは、はつらつと生きる老人は、何らかの仕事をしている。仕事は、何も収入を得ることではない、無料奉仕の仕事が良い」と話します。